

# 地震だ!! そのときあなたは…?

## 地震の心得10か条

### ①身の安全を

倒れやすい家具等から離れ、頭を保護して丈夫なテーブルや机の下に身を隠す

### ②あわてずに火の始末

使用中のガス器具やストーブの火を消す



### ③出口を確保

窓や戸を開けて避難口を確保

### ④火が出たらすぐ消火

万一出火したら、あわてず消火

### ⑤あわてて外へ飛び出さない

あわてて外へ飛び出すのは瓦やガラス等の落下物で危険、落ち着いて行動を



### ⑥狭い路地やブロック塀には近づかない

ブロック塀や門柱、自動販売機などは倒れやすいので注意

### ⑦山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意

山ざわ、急傾斜地は、山崩れ、がけ崩れの起こる可能性があるため、安全な場所に避難

### ⑧協力しあって救出・救護

地域ぐるみで協力しあって応急救護

### ⑨正しい情報を

うわさやデマに惑わされず、ラジオやテレビなどで正確な情報を聞く

### ⑩避難は徒歩、荷物は最小限に

自動車での避難は、危険なうえ緊急出動の妨げになるため、避難場所へは、できるだけ集団で歩いて避難



突然、地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見聞きしたら、あなたはどのように対処しますか。日頃からいざという時の行動を考えておきましょう。あなたの冷静な行動が、あなたと家族の命を守ります。

◆問い合わせ 総務課

昨年の防災訓練の様子(くすのき地区)

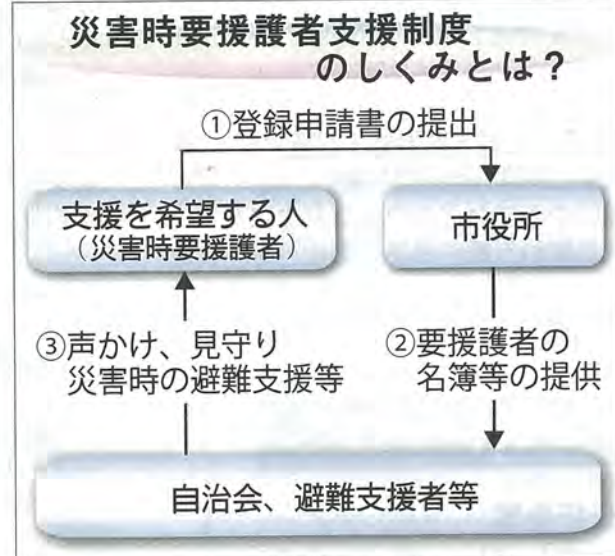


## 災害に備えて訓練実施

地域での防災活動に参加しよう

地域の防災意識を高め、災害時に円滑に避難できるようにするため、3月9日に、美濃山地区で、3月16日には、くすのき地区で防災訓練が予定されています。積極的に参加し、防災行動力を高めましょう。いざという時は、隣近所の助け合いが最も大切です。日ごろから、近所の人とコミュニケーションを取り、共助の関係を築いておきましょう。

市では、災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)に対して、自治会等を中心に地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組みんでいます。地域の支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の登録の申請をしてください。随時受け付けています。



要援護者台帳の内容をあらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供することに同意していただく必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

避難支援者として

お力をかしてください。支援体制づくりには、要援護者一人につき、2人以上の避難支援者が必要です。

避難支援者は、災害が起きた時に、要援護者のもとに駆けつけることができる隣近所の人や地域で一緒に暮らす人たちです。災害時に地域で助け合うためには、要援護者の避難支援を行う避難支援者が必要です。

## 災害時に避難支援が必要な人は登録を!

## 防災対策

### ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんにその費用の一部を助成する「八幡市ブロック塀等対策補助金交付制度」を設けています。地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止するとともに、避難路を確保することを目的としています。

対象となる場合 市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者

◆問い合わせ 総務課

## 住宅の耐震改修工事で固定資産税額の2分の1相当額を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。

▽平成25年4月1日から平成27年12月31日まで、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。

▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。

【減額の期間】

改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。  
・平成25年4月1日から平成27年12月31日まで  
改修工事が完了した翌年度から平成27年12月31日まで

◆問い合わせ 課税課

【手続き】  
改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。